

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
						1-1-25 工事 完了 検査1-22							【建設局のみ改定・企業庁は改定なし】	(参考) 建設局は、 完成 検査
1	1-	1-	1	2.		また、請負者はこれら監督、検査(完了 検査、既済部分検査)にあたっては、地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。	1	1-	1-	1	2.		【建設局のみ改定・企業庁は改定なし】	同上
1	1-	1-	6	2.		ただし、請負者は当初請負代金額が4,000万円未満の 工事及び樹木剪定や草刈り等の主に役務を提供する工事(保全工事等) については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。	1	1-	1-	6	2.		ただし、請負者は当初請負代金額が 4,500 万円未満の工事については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。	
1	1-	1-	6	5.		請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫(事故防止対策における安全活動を含む。)や地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、事前に施工計画書に記述すると共に、実施状況を所定の様式により、工事 完了 時までに、監督員に報告しなければならない。	1	1-	1-	6	5.		請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫(事故防止対策における安全活動を含む。)や地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、事前に施工計画書に記述すると共に、実施状況を所定の様式により、工事 完成 時までに、監督員に報告しなければならない。	表現修正
1	1-	1-	7	1.		ただし、技術者の専任制に伴う請負代金額が、 4,000 万円未満から 4,000 万円以上、 4,000 万円以上から 4,000 万円未満及び建設工事の対象となる請負代金額が、500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更された場合の請負代金額の変更時には変更時登録を行うものとする。	1	1-	1-	7	1.		ただし、技術者の専任制に伴う請負代金額が、 4,500 万円未満から 4,500 万円以上、 4,500 万円以上から 4,500 万円未満及び建設工事の対象となる請負代金額が、500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更された場合の請負代金額の変更時には変更時登録を行うものとする。	
1	1-	1-	19	3.		請負者は、工事 完了 時(完了 前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)に、所定の様式により支給品精算書を、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	1	1-	1-	19	3.		請負者は、工事 完成 時(完成 前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)に、所定の様式により支給品精算書を、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	表現修正
1	1-	1-	21	2.		また、請負者は、 完了 検査時に産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)のうちA票及びE票を検査員に提示しなければならない。	1	1-	1-	21	2.		【建設局のみ改定・企業庁は改定なし】	(参考) 建設局は、 完成 検査
1	1-	1-	21	3.		請負者は、建設発生土が搬出される工事にあたっては、監督員から請求があった場合は、建設発生土の搬出伝票を提示し、 完了 時に集計表を提出しなければならない。	1	1-	1-	21	3.		請負者は、建設発生土が搬出される工事にあたっては、監督員から請求があった場合は、建設発生土の搬出伝票を提示し、 完成 時に集計表を提出しなければならない。	表現修正
1	1-	1-	21	5.		請負者は、ガイドライン実施要綱第15条の規定に基づき、次の(1)~(3)及び(4)~(9)の計画書等を施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。 また、請負者は、(1)~(3)の各実施書及び(4)、(5)のあいくる材使用状況報告書、あいくる材使用実績集約表を、工事 完了 時に監督員に提出しなければならない。	1	1-	1-	21	5.		請負者は、ガイドライン実施要綱第15条の規定に基づき、次の(1)~(3)及び(6)~(9)の計画書等を施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。 また、請負者は、(1)~(2)の各実施書及び(4)、(5)のあいくる材使用状況報告書、あいくる材使用実績集約表を、工事 完成 時に監督員に提出しなければならない。	
1	1-	1-	21	6.		請負者は、工事 完了 時に提出する前項(4)、(5)のあいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表については、電子データを提出するものとする。	1	1-	1-	21	6.		請負者は、工事 完成 時に提出する前項(4)、(5)のあいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表については、電子データを提出するものとする。	表現修正
1	1-	1-	21	8.		8. 再生資源利用(促進)計画書の掲示 請負者は、法令に基づき、再生資源利用(促進)計画書及び結果確認票を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。	1	1-	1-	21	8.		8. 再生資源利用(促進)計画書の掲示 請負者は、法令に基づき、 工事現場において 再生資源利用(促進)計画書及び結果確認票を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。	表現修正

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
1	1-	1-	22	5.	(3)	請負者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。	1	1-	1-	22	5.	(3)	請負者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。	表現修正
1	1-	1-	22	9.		請負者は、立会状況写真を撮影し、工事完了時に提出するものとする。	1	1-	1-	22	9.		請負者は、立会状況写真を撮影し、工事完成時に提出するものとする。	表現修正
1	1-	1-	23	2.		請負者は、出来形測定の結果を基に、土木工事数量算出要領及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員に提出しなければならない。	1	1-	1-	23	2.		請負者は、出来形測定の結果を基に、土木工事数量算出要領及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員に提出しなければならない。	表現修正
1	1-	1-	24	(1)		品質証明に従事する者(以下「品質証明員」という。)が工事施工途中において必要と認める時期及び検査(完了、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。)の事前に品質確認を行い、工事完了時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。	1	1-	1-	24	(1)		品質証明に従事する者(以下「品質証明員」という。)が工事施工途中において必要と認める時期及び検査(完了、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。)の事前に品質確認を行い、工事完成時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。	表現修正
1	1-	1-	25	1.		1-1-25 工事完了検査 1. 工事完了通知の提出 請負者は、契約書第33条の規定に基づき、工事完了通知を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	1	1-	1-	25	1.		【建設局のみ改定・企業庁は改定なし】	(参考) 建設局は、工事完成検査、工事完成通知書
1	1-	1-	25	2.		2. 工事完了検査の要件 請負者は、工事完了通知を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	1	1-	1-	25	2.		【建設局のみ改定・企業庁は改定なし】	同上
1	1-	1-	25	3.		発注者は、工事完了検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。	1	1-	1-	25	3.		【建設局のみ改定・企業庁は改定なし】	同上
1	1-	1-	25	7.		請負者は、当該工事完了検査については、第1編1-1-22監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	1	1-	1-	25	7.		【建設局のみ改定・企業庁は改定なし】	同上
1	1-	1-	26	2.		請負者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、出来形検査請求書と合わせて監督員に提出しなければならない。	1	1-	1-	26	2.		【建設局のみ改定・企業庁は改定なし】	(参考) 建設局は、既済部分検査請求書
1	1-	1-	29	8.		また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	1	1-	1-	29	8.		また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	表現修正
1	1-	1-	30			なお、報告は、工事着手の月から工事完了月の前月までとし、第1編1-1-51 2.現場責任者については、履行報告の適用除外とする。	1	1-	1-	30			なお、報告は、工事着手の月から工事完成月の前月までとし、第1編1-1-51 2.現場責任者については、履行報告の適用除外とする。	表現修正
1	1-	1-	31	2.		発注者または監督員は、監理技術者等(主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐(特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者)をいう。)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	1	1-	1-	31	2.		発注者または監督員は、監理技術者等(主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐(監理技術者の行うべき職務を補佐する者)をいう。)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
1	1-	1-	33	1.		1. 安全指針等の遵守 請負者は、下記指針等を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。	1	1-	1-	33	1.		1. 安全指針等の遵守 請負者は、 最新 の下記指針等を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。	追加
1	1-	1-	33	16.		請負者は、上記の地震に限らず、震度4以上の地震が発生した場合は、 速やかに 作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。	1	1-	1-	33	16.		請負者は、上記の地震に限らず、震度4以上の地震が発生した場合は、 直ちに 作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。	表現修正
1	1-	1-	36			請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、様式(事故発生報告書)を提出しなければならない。 また、監督員は、様式(事故速報)を 速やかに 作成し、本庁主務課に報告するとともに、様式(事故報告書)において、本庁主務課を経由して管理部総務課に報告するものとする。	1	1-	1-	36			請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、様式(事故発生報告書)を提出しなければならない。 また、監督員は、様式(事故速報)を 直ちに 作成し、本庁主務課に報告するとともに、様式(事故報告書)において、本庁主務課を経由して管理部総務課に報告するものとする。	(参考) 建設局は 建設工事事故データベースシステム に必要な情報を登録する。
1	1-	1-	42	1.	(2)	建設業法(令和4年6月改正法律第68号)	1	1-	1-	42	1.	(2)	建設業法(令和6年6月改正法律第49号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(4)	労働基準法(令和4年6月改正法律第68号)	1	1-	1-	42	1.	(4)	労働基準法(令和6年5月改正法律第42号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(8)	雇用保険法(令和4年6月改正法律第68号)	1	1-	1-	42	1.	(8)	雇用保険法(令和6年6月改正法律第47号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(10)	健康保険法(令和5年6月改正法律第48号)	1	1-	1-	42	1.	(10)	健康保険法(令和6年6月改正法律第52号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年6月改正法律第68号)	1	1-	1-	42	1.	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和6年5月改正法律第26号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(13)	出入国管理及び難民認定法(令和5年6月改正法律第63号)	1	1-	1-	42	1.	(13)	出入国管理及び難民認定法(令和6年6月改正法律第60号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(15)	道路交通法(令和5年6月改正法律第63号)	1	1-	1-	42	1.	(15)	道路交通法(令和6年6月改正法律第59号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(27)	公有水面埋立法(令和4年6月改正法律第68号)	1	1-	1-	42	1.	(27)	公有水面埋立法(令和6年6月改正法律第52号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(42)	測量法(令和4年6月改正法律第68号)	1	1-	1-	42	1.	(42)	測量法(令和6年6月改正法律第54号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(43)	建築基準法(令和5年6月改正法律第63号)	1	1-	1-	42	1.	(43)	建築基準法(令和6年6月改正法律第53号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和4年6月改正法律第68号)	1	1-	1-	42	1.	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和6年5月改正法律第38号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(51)	船員法(令和5年5月改正法律第24号)	1	1-	1-	42	1.	(51)	船員法(令和6年5月改正法律第42号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和3年5月改正法律第37号)	1	1-	1-	42	1.	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和6年6月改正法律第54号)	更新

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
1	1-	1-	42	1.	(57)	公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月改正法律第35号)	1	1-	1-	42	1.	(57)	公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和6年6月改正法律第54号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(61)	漁業法(令和4年6月改正法律第68号)	1	1-	1-	42	1.	(61)	漁業法(令和6年6月改正法律第66号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(62)	空港法(令和5年6月改正法律第63号)	1	1-	1-	42	1.	(62)	空港法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(64)	厚生年金保険法(令和5年6月改正法律第53号)	1	1-	1-	42	1.	(64)	厚生年金保険法(令和6年6月改正法律第52号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(69)	所得税法(令和5年6月改正法律第47号)	1	1-	1-	42	1.	(69)	所得税法(令和6年6月改正法律第47号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(71)	船員保険法(令和5年6月改正法律第48号)	1	1-	1-	42	1.	(71)	船員保険法(令和6年6月改正法律第52号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(72)	著作権法(令和5年6月改正法律第53号)	1	1-	1-	42	1.	(72)	著作権法(令和6年6月改正法律第55号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(73)	電波法(令和5年6月改正法律第40号)	1	1-	1-	42	1.	(73)	電波法(令和5年12月改正法律第87号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(75)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年6月改正法律第68号)	1	1-	1-	42	1.	(75)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和6年6月改正法律第47号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(79)	地方自治法(令和5年6月改正法律第63号)	1	1-	1-	42	1.	(79)	地方自治法(令和6年6月改正法律第66号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(80)	愛知県財務規則(令和5年6月改正規則第30号)	1	1-	1-	42	1.	(80)	愛知県財務規則(令和6年3月改正規則第38号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(83)	愛知県産業廃棄物税条例(令和5年7月改正条例第26号)	1	1-	1-	42	1.	(83)	愛知県産業廃棄物税条例(令和6年7月改正条例第43号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(86)	個人情報の保護に関する法律(令和5年6月改正法律第47号)	1	1-	1-	42	1.	(86)	個人情報の保護に関する法律(令和5年11月改正法律第79号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(88)	宅地造成及び特定盛土規制法(令和4年5月改正法律第55号)	1	1-	1-	42	1.	(88)	宅地造成及び特定盛土等規制法(令和4年6月改正法律第68号)	更新
1	1-	1-	42	1.		(追加)	1	1-	1-	42	1.	(89)	酸素欠乏症等防止規則(昭和47年9月労働省令第42号)	
1	1-	1-	42	1.		(追加)	1	1-	1-	42	1.	(90)	都市計画法(令和6年11月改正法律第40号)	
1	1-	1-	42	1.		(追加)	1	1-	1-	42	1.	(91)	特許法(令和6年4月改正法律第51号)	
1	1-	1-	42	1.		(追加)	1	1-	1-	42	1.	(92)	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(令和4年6月改正法律第68号)	
1	1-	1-	42	1.		(追加)	1	1-	1-	42	1.	(93)	愛知県公契約条例(平成29年4月改正条例第10号)	
1	1-	1-	46	1.		請負者は、契約書に定めるもののほか、所定の様式及び土木工事現場必携に定める様式により次の各号の書類を、設計図書で定める時期もしくは工事完了時までに監督員に提出しなければならない。	1	1-	1-	46	1.		請負者は、契約書に定めるもののほか、所定の様式及び土木工事現場必携に定める様式により次の各号の書類を、設計図書で定める時期もしくは工事完成時までに監督員に提出しなければならない。	表現修正

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
1	1-	1-	51	1.		請負者は、契約書第11条に規定する現場代理人、監理技術者等(主任技術者、監理技術者、 特例監理技術者又は監理技術者補佐(特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者) をいう。以下同じ)または専門技術者を定め、工事請負契約締結後5日以内に所定の様式により経歴書を添付し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 現場代理人、 監理技術者等 及び専門技術者は、営業所の 専任技術者 と原則的に兼務することはできない。また、監理技術者等及び専門技術者においては、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係、現場代理人においては請負者との直接的な雇用関係がある者を配置しなければならない。	1	1-	1-	51	1.		請負者は、契約書第11条に規定する現場代理人、監理技術者等(主任技術者、監理技術者 及び 監理技術者補佐(監理技術者の行うべき職務を補佐する者)をいう。以下同じ)または専門技術者を定め、工事請負契約締結後5日以内に所定の様式により経歴書を添付し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 現場代理人及び専門技術者は、営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技術者)と原則的に兼務することはできないが、 主任技術者又は監理技術者は要件を満たした場合、営業所技術者等と兼務できる 。また、監理技術者等及び専門技術者においては、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係、現場代理人においては請負者との直接的な雇用関係がある者を配置しなければならない。	
1	1-	1-	51	3.		請負代金額が 4,000 万円以上の場合、主任技術者(監理技術者)は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、 監理技術者 にあっては、発注者から直接該建設工事を請け負った 特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く 場合は、この限りではない。なお、当該工事は愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないものとする。また、 特例監理技術者が兼務する工事の場所は、同一建設事務所管内※ でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りではない。	1	1-	1-	51	3.		請負代金額が 4,500 万円以上の場合、主任技術者(監理技術者)は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、 専任特例1号、2号を適用する 場合は、この限りではない。なお、 専任特例2号により兼務する工事 は愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないものとする。また、 専任特例2号により兼務する工事の場所は、同一建設事務所管内※ でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りではない。	
1	1-	1-	51	5.		5. 現場代理人の常駐の運用 現場代理人の常駐の運用は、「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」(愛知県建設局長通知 令和4年12月15日付け 4建企第385号 及び、企業庁通知 平成31年3月14日付け 30企総第1376号)によるものとする。	1	1-	1-	51	5.		5. 現場代理人の常駐の運用 現場代理人の常駐の運用は、「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」(愛知県建設局長通知 令和7年2月17日付け 6建企第492号 及び、企業庁通知 平成31年3月14日付け 30企総第1376号)によるものとする。	
1	1-	1-	57	5.		5. ICT活用工事 (追加)	1	1-	1-	57	5.		5. ICT活用工事 「ICT活用工事(コンクリート堰堤工)実施要領」の追加	
1	1-	1-	58			(新規)	1	1-	1-	58			1-1-58 愛知県公契約条例に基づく措置 愛知県公契約条例(平成29年4月改正条例第10号)に規定する公契約(予定価格が6億円以上の工事)の請負者は、当該公契約に係る労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するため必要な措置を講ずるものとする。	

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
2	1-	2-		2.		請負者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を請負者の責任において整備、保管し、監督員または検査員から請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完了時に監督員へ提出しなければならない。	2	1-	2-		2.		請負者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を請負者の責任において整備、保管し、監督員または検査員から請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。	表現修正
2	1-	2-		7.		請負者は、JISマーク表示品以外の鉄筋コンクリート用棒鋼については、JIS Z 2241(金属材料引張試験方法)に準じて機械試験(引張試験)を1回(2本)以上、公的機関または工業標準化法第57条の規定に基づく登録試験事業者(以下「公的機関等」という。)において行わなければならない。	2	1-	2-		7.		請負者は、JISマーク表示品以外の鉄筋コンクリート用棒鋼については、JIS Z 2241(金属材料引張試験方法)に準じて機械試験(引張試験)を1回(2本)以上、公的機関または産業標準化法第57条の規定に基づく登録試験事業者(以下「公的機関等」という。)において行わなければならない。	
2	2-	3-	1	1.		1. 適合規格 JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書A(レディーミクストコンクリート用骨材)	2	2-	3-	1	1.		1. 適合規格 JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書JA(レディーミクストコンクリート用骨材)	
2	2-	6-	1	2.		2. セメントの貯蔵 請負者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	2	2-	6-	1	2.		2. セメントの貯蔵 請負者は、セメントを防湿構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	修正
2	2-	6-	3	5.		5. 急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書(標準編)[2023年制定]JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2018年10月)の規格に適合するものとする。	2	2-	6-	3	5.		5. 急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書(標準編)[2023年制定]JSCE-D 102-2023 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2023年9月)の規格に適合するものとする。	
2	2-	6-	4	1.		1. 練混ぜ水 コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書C(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	2	2-	6-	4	1.		1. 練混ぜ水 コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書JC(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考																																																																																																														
3	1-	4-	1	2.		なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。	3	1-	4-	1	2.		なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。	表現修正																																																																																																														
3	1-	5-	1	4.		なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。	3	1-	5-	1	4.		なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。	表現修正																																																																																																														
3	2-	1-		3.		3. 適用規定(2) 請負者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)[2023年制定]」(土木学会 2023年9月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	3	2-	1-		3.		3. 適用規定(2) 請負者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会 コンクリート標準示方書[2023年制定](施工編)」(土木学会 2023年9月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。																																																																																																															
3	2-	3-	2	2.		請負者は、第3編2-3-2工場の選定第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミストコンクリート配合計画書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員に提出しなければならない。 なお、第3編2-3-2工場の選定第1項(1)により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミストコンクリートを用いる場合は、請負者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミストコンクリート配合計画書及び基礎資料を整備及び保管し監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員に提出しなければならない。	3	2-	3-	2	2.		請負者は、第3編2-3-2工場の選定第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミストコンクリート配合計画書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員に提出しなければならない。 なお、第3編2-3-2工場の選定第1項(1)により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミストコンクリートを用いる場合は、請負者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミストコンクリート配合計画書及び基礎資料を整備及び保管し監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員に提出しなければならない。	表現修正																																																																																																														
3	2-	3-	2	5.		請負者は、レディーミストコンクリートの品質を確かめるための検査(JIS A 5308)の内、材令28日の強度試験は、公的機関または工業標準化法第57条の規定に基づく登録試験事業者(以下「公的機関等」という。)において行うものとする。	3	2-	3-	2	5.		請負者は、レディーミストコンクリートの品質を確かめるための検査(JIS A 5308)の内、材令28日の強度試験は、公的機関または産業標準化法第57条の規定に基づく登録試験事業者(以下「公的機関等」という。)において行うものとする。																																																																																																															
3	2-	3-	2	10.		10. コンクリートの配合 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>標準配合表</caption> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>規格</th> <th>コンクリートの種類</th> <th>粗骨材の最大寸法</th> <th>スランプ</th> <th>呼び強度</th> <th>水セメント比</th> <th>単位セメント量</th> <th>空気量</th> <th>セメントの種類</th> <th>主な適用</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>mm</th> <th>cm</th> <th>N/㎡</th> <th>%以下</th> <th>kg</th> <th>%</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋構造物〔I〕</td> <td>18-5-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>5</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>通常ダム、砂防ダム</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物〔II〕</td> <td>18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>重力式橋脚等のマッシュな無筋構造物、比較的単純な断面を有する構造物で半重力式橋脚</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物〔III〕</td> <td>18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>21</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>重力式橋台</td> </tr> </tbody> </table>	種別	規格	コンクリートの種類	粗骨材の最大寸法	スランプ	呼び強度	水セメント比	単位セメント量	空気量	セメントの種類	主な適用				mm	cm	N/㎡	%以下	kg	%			無筋構造物〔I〕	18-5-40	普通	40	5	18	60	-	4.5	BB	通常ダム、砂防ダム	無筋構造物〔II〕	18-8-40	普通	40	8	18	60	-	4.5	BB	重力式橋脚等のマッシュな無筋構造物、比較的単純な断面を有する構造物で半重力式橋脚	無筋構造物〔III〕	18-8-40	普通	40	8	21	60	-	4.5	BB	重力式橋台	3	2-	3-	2	10.		10. コンクリートの配合 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>標準配合表</caption> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>規格</th> <th>コンクリートの種類</th> <th>粗骨材の最大寸法</th> <th>スランプ</th> <th>呼び強度</th> <th>水セメント比</th> <th>単位セメント量</th> <th>空気量</th> <th>セメントの種類</th> <th>主な適用</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>mm</th> <th>cm</th> <th>N/㎡</th> <th>%以下</th> <th>kg</th> <th>%</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋構造物〔I〕</td> <td>18-5-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>5</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>通常ダム、砂防ダム</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物〔II〕</td> <td>18-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>重力式橋脚等のマッシュな無筋構造物、比較的単純な断面を有する構造物で半重力式橋脚</td> </tr> <tr> <td>無筋構造物〔III〕</td> <td>21-8-40</td> <td>普通</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>21</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>BB</td> <td>重力式橋台</td> </tr> </tbody> </table>	種別	規格	コンクリートの種類	粗骨材の最大寸法	スランプ	呼び強度	水セメント比	単位セメント量	空気量	セメントの種類	主な適用				mm	cm	N/㎡	%以下	kg	%			無筋構造物〔I〕	18-5-40	普通	40	5	18	60	-	4.5	BB	通常ダム、砂防ダム	無筋構造物〔II〕	18-8-40	普通	40	8	18	60	-	4.5	BB	重力式橋脚等のマッシュな無筋構造物、比較的単純な断面を有する構造物で半重力式橋脚	無筋構造物〔III〕	21-8-40	普通	40	8	21	60	-	4.5	BB	重力式橋台	修正
種別	規格	コンクリートの種類	粗骨材の最大寸法	スランプ	呼び強度	水セメント比	単位セメント量	空気量	セメントの種類	主な適用																																																																																																																		
			mm	cm	N/㎡	%以下	kg	%																																																																																																																				
無筋構造物〔I〕	18-5-40	普通	40	5	18	60	-	4.5	BB	通常ダム、砂防ダム																																																																																																																		
無筋構造物〔II〕	18-8-40	普通	40	8	18	60	-	4.5	BB	重力式橋脚等のマッシュな無筋構造物、比較的単純な断面を有する構造物で半重力式橋脚																																																																																																																		
無筋構造物〔III〕	18-8-40	普通	40	8	21	60	-	4.5	BB	重力式橋台																																																																																																																		
種別	規格	コンクリートの種類	粗骨材の最大寸法	スランプ	呼び強度	水セメント比	単位セメント量	空気量	セメントの種類	主な適用																																																																																																																		
			mm	cm	N/㎡	%以下	kg	%																																																																																																																				
無筋構造物〔I〕	18-5-40	普通	40	5	18	60	-	4.5	BB	通常ダム、砂防ダム																																																																																																																		
無筋構造物〔II〕	18-8-40	普通	40	8	18	60	-	4.5	BB	重力式橋脚等のマッシュな無筋構造物、比較的単純な断面を有する構造物で半重力式橋脚																																																																																																																		
無筋構造物〔III〕	21-8-40	普通	40	8	21	60	-	4.5	BB	重力式橋台																																																																																																																		

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考																																							
3	2-	5-	4	2.	(5)	<p>2. 材料の計量</p> <p>表 2-2 計量値の許容誤差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>許容誤差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2 ※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p>	材料の種類	許容誤差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2 ※	混和剤	3	3	2-	5-	4	2.	<p>2. 材料の計量</p> <p>表 2-2 計量値の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2 ※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) とする。</p>	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2 ※	混和剤	3																	
材料の種類	許容誤差 (%)																																																				
水	1																																																				
セメント	1																																																				
骨材	3																																																				
混和材	2 ※																																																				
混和剤	3																																																				
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																																				
水	1																																																				
セメント	1																																																				
骨材	3																																																				
混和材	2 ※																																																				
混和剤	3																																																				
3	2-	5-	4	2.	(6)	<p>2. 材料の計量</p> <p>(6)請負者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表2-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p>	3	2-	5-	4	2.	(6)	<p>2. 材料の計量</p> <p>(6)請負者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表2-2に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p>																																								
3	2-	6-	9	2.		<p>2. 湿潤状態の保持</p> <p>請負者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表2-3を標準とする。</p> <p>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表2-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>表 2-3 コンクリートの標準養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>高炉セメント B種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕寒中コンクリートの場合は、第3編第2章第10節寒中コンクリートの規定による。養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	高炉セメント B種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	3	2-	6-	9	2.	<p>2. 湿潤状態の保持</p> <p>請負者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表2-3を目安とする。</p> <p>表 2-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>高炉セメント B種</th> <th>中庸熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>3日</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>4日</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>5日</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。 〔注〕寒中コンクリートの場合は、第3編第2章第10節寒中コンクリートの規定による。養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	高炉セメント B種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日	10℃以上	4日	7日	9日	9日	※	5℃以上	5日	9日	12日	12日	※	
日平均気温	普通ポルトランドセメント	高炉セメント B種	早強ポルトランドセメント																																																		
15℃以上	5日	7日	3日																																																		
10℃以上	7日	9日	4日																																																		
5℃以上	9日	12日	5日																																																		
日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	高炉セメント B種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																																
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日																																																
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※																																																
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※																																																
3	2-	7-	3	2.		<p>なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。</p>	3	2-	7-	3	2.	<p>なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。</p>	表現修正																																								

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考																																																				
3	2-	7-	5	4.		請負者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手、または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完了時まで監督員へ提出しなければならない。	3	2-	7-	5	4.		請負者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手、または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完成時まで監督員へ提出しなければならない。	表現修正																																																				
3	2-	9-	2	3.		3. 打設時のコンクリート温度 打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。なお、上限値を超える場合の品質の確保は「コンクリート標準示方書(施工編:施工標準)13章 暑中コンクリート」に示された事項について事前に検討し確認すること。	3	2-	9-	2	3.		3. 打設時のコンクリート温度 打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。なお、上限値を超える場合の品質の確保は「コンクリート標準示方書(施工編:施工標準)13章 暑中コンクリート」に示された事項について事前に検討し確認すること。																																																					
3	2-	10-	2	1.	(1)	1. 一般事項 (1)請負者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。	3	2-	10-	2	1.	(1)	1. 一般事項 (1)請負者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。																																																					
3	2-	10-	3	5.		5. 養生温度 表 2-4 暑中コンクリートの温度制御養生期間 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の春までに想定される凍結融解の程度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>	5℃以上の温度制御養生を行った後の春までに想定される凍結融解の程度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	3	2-	10-	3	5.		5. 養生温度 表 2-4 暑中コンクリートの温度制御養生期間 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿度養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿度養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	
5℃以上の温度制御養生を行った後の春までに想定される凍結融解の程度	養生温度	セメントの種類																																																																
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																														
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																														
	10℃	7日	4日	9日																																																														
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																														
	10℃	3日	2日	4日																																																														
5℃以上の温度制御養生と所定の湿度養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																																
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																														
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																														
	10℃	7日	4日	9日																																																														
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																														
	10℃	3日	2日	4日																																																														
3	2-	12-	2	7.		7. 水中コンクリートの打設方法 請負者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議のうえ施工しなければならない。	3	2-	12-	2	7.		7. 水中コンクリートの打設方法 請負者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議のうえ施工しなければならない。																																																					
3	2-	12-	2	9.	(1)	9. トレミー打設 (1)請負者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。	3	2-	12-	2	9.	(1)	9. トレミー打設 (1)請負者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。																																																					
3	2-	12-	3	1.		1. 一般事項 請負者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	3	2-	12-	3	1.		1. 一般事項 請負者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって所要に性能が損なわれないように、施工しなければならない。																																																					

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考																												
3	2-	12-	3	2.		2. 水平打継目の設置位置 請負者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	3	2-	12-	3	2.		2. 水平打継目の設置位置 請負者は、設計図書に示す最高潮位から上60mm及び最低潮位から下60mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。																													
3	2-	13-	3	3.	(1)	3. 材料の計量 (1)請負者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。	3	2-	13-	3	3.	(1)	3. 材料の計量 (1)請負者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第3編2-5-4材料の計量及び練混ぜ、表2-5計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。																													
3	2-	13-	3	3.	(2)	3. 材料の計量 (2)計量値の許容差は、1バッチ計量分に対し、「表2-5計量値の許容誤差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。 表2-5 計量値の許容誤差(水中不分離性コンクリート) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>水中不分離性混和剤</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は、1(%)以内</p>	材料の種類	最大値(%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	水中不分離性混和剤	3	混和剤	3	3	2-	13-	3	3.	(2)	3. 材料の計量 (2)計量値の許容差は、1バッチ計量分に対し、「表2-5計量値の許容差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。 表2-5 計量値の許容差(水中不分離性コンクリート) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>水中不分離性混和剤</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は、1(%)以内</p>	材料の種類	最大値(%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	水中不分離性混和剤	3	混和剤	3	
材料の種類	最大値(%)																																									
水	1																																									
セメント	1																																									
骨材	3																																									
混和材	2※																																									
水中不分離性混和剤	3																																									
混和剤	3																																									
材料の種類	最大値(%)																																									
水	1																																									
セメント	1																																									
骨材	3																																									
混和材	2※																																									
水中不分離性混和剤	3																																									
混和剤	3																																									
3	2-	16-	1	1.		なお、施工にあたっては、調査試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までには監督員へ提出しなければならない。	3	2-	16-	1	1.		なお、施工にあたっては、調査試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までには監督員へ提出しなければならない。	表現修正																												
3	3-	3-	13	12.	(1)	請負者は、外面塗装では、無機ジंकリッチペイントの塗付後、下塗り終了時及び上塗り終了時に、内面塗装では、内面塗装終了時に、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員等の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までには監督員へ提出しなければならない。	3	3-	3-	13	12.	(1)	請負者は、外面塗装では、無機ジंकリッチペイントの塗付後、下塗り終了時及び上塗り終了時に、内面塗装では、内面塗装終了時に、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員等の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までには監督員へ提出しなければならない。	表現修正																												

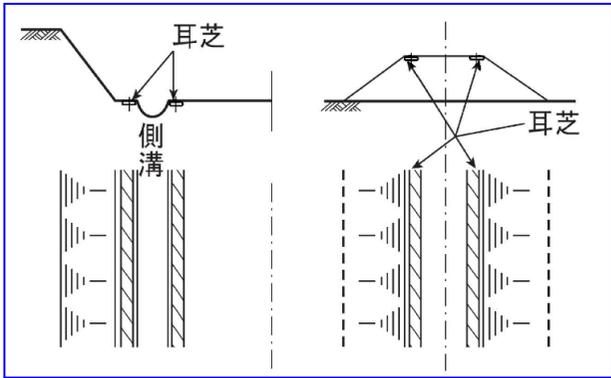
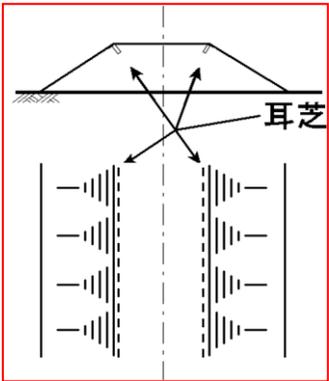
工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
3	3-	3-	13	12.	(7)	また、請負者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。	3	3-	3-	13	12.	(7)	また、請負者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。	表現修正
3	3-	4-	4	4.		請負者は、あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など)等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。	3	3-	4-	4	4.		請負者は、あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など)等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。	表現修正
3	3-	4-	4	15.		請負者は、杭の施工を行うにあたり、JISA7201(既製コンクリートくいの施工標準)7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。	3	3-	4-	4	15.		請負者は、杭の施工を行うにあたり、JISA7201(既製コンクリートくいの施工標準)7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。	表現修正
3	3-	4-	4	20.		セメントミルクの注入量及び注入方法については施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。	3	3-	4-	4	20.		セメントミルクの注入量及び注入方法については施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。	表現修正
3	3-	4-	4	25.	(10)	請負者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の当該記録を整備及び保管し、監督員の要請があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。	3	3-	4-	4	25.	(10)	請負者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の当該記録を整備及び保管し、監督員の要請があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。	表現修正
3	3-	4-	5	2.		請負者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。	3	3-	4-	5	2.		請負者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。	表現修正
3	3-	4-	5	8.		請負者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。	3	3-	4-	5	8.		請負者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。	表現修正
3	3-	4-	5	19.		請負者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準(環境省告示)、県民の生活環境の保全等に関する条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	3	3-	4-	5	19.		請負者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準(環境省告示)、県民の生活環境の保全等に関する条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	修正
3	3-	4-	6	7.		請負者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。	3	3-	4-	6	7.		請負者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。	表現修正

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
3	3-	4-	6	15.		請負者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までには監督員へ提出しなければならない。	3	3-	4-	6	15.		請負者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までには監督員へ提出しなければならない。	表現修正
3	3-	4-	7	4.		請負者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完了時までには監督員へ提出しなければならない。	3	3-	4-	7	4.		請負者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までには監督員へ提出しなければならない。	表現修正
3	3-	4-	7	9.		請負者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完了時までには監督員へ提出しなければならない。	3	3-	4-	7	9.		請負者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時までには監督員へ提出しなければならない。	表現修正
3	3-	4-	8	3.		請負者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完了時までには監督員へ提出しなければならない。	3	3-	4-	8	3.		請負者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時までには監督員へ提出しなければならない。	表現修正
	3-	4-	8	7.		請負者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完了時までには監督員へ提出しなければならない。		3-	4-	8	7.		請負者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時までには監督員へ提出しなければならない。	表現修正
	3-	4-	9	2.		請負者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完了時までには監督員へ提出しなければならない。		3-	4-	9	2.		請負者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までには監督員へ提出しなければならない。	表現修正
3	3-	4-	9	11.	(9)	請負者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の当該記録を整備及び保管し、監督員の要請があった場合は、速やかに提示するとともに工事完了時までには監督員へ提出しなければならない。	3	3-	4-	9	11.	(9)	請負者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の当該記録を整備及び保管し、監督員の要請があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までには監督員へ提出しなければならない。	表現修正
3	3-	5-	7	6.		なお工事完了引渡しまでに枯死した場合は、請負者の負担において再度施工しなければならない。	3	3-	5-	7	6.		【建設局のみ改定・企業庁は改定なし】	(参考) 建設局は、工事完成引渡し
3	3-	5-	7	12.		なお、工事完了引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、請負者は、再度施工しなければならない。	3	3-	5-	7	12.		【建設局のみ改定・企業庁は改定なし】	同上

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
3	3-	5-	7	7.		7. 耳芝 	3	3-	5-	7	7.		7. 耳芝 	現実実装との整合
3	3-	5-	7	13.	(1)	請負者は、種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を行い、その資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに 工事完了 時まで監督員へ提出しなければならない。	3	3-	5-	7	13.	(1)	請負者は、種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を行い、その資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに 工事完成 時まで監督員へ提出しなければならない。	表現修正
3	3-	6-	4	4.		請負者は、工事完成引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事 完了 引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、請負者の負担において再度施工しなければならない。	3	3-	6-	4	4.		【建設局のみ改定・企業庁は改定なし】	(参考) 建設局は、 工事完成 引渡し
3	3-	8-	8	7.		インターロッキングブロックの規格は次表のとおりとし、請負者は、これを証明する試験成績表を監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、 工事完了 時まで監督員へ提出するものとする。	3	3-	8-	8	7.		インターロッキングブロックの規格は次表のとおりとし、請負者は、これを証明する試験成績表を監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、 工事完成 時まで監督員へ提出するものとする。	表現修正
3	3-	9-	5	4.	(3)	請負者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備及び保管するものとし、監督員または検査員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示するとともに 工事完了 時まで監督員へ提出しなければならない。	3	3-	9-	5	4.	(3)	請負者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備及び保管するものとし、監督員または検査員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示するとともに 工事完成 時まで監督員へ提出しなければならない。	表現修正
3	3-	12-	23			(新規)	3	3-	12-	23			3-12-23 足場工 足場工の施工については、第1編1-1-32 足場工の規定による。	

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
4	4-	3-	2	2.		請負者は、鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完了時に提出するものとする。	4	4-	3-	2	2.		請負者は、鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に提出するものとする。	表現修正

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考																											
7	2-	3-	9	6.		<p>6. 接着剤の塗布</p> <p>表2-6(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型) プライマーの品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">種類</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>流し貼り型</th> <th>加熱溶着型</th> <th>常温粘着型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶剤乾燥時間(23℃)</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20以上</td> <td>50以上</td> <td>35以上</td> <td>JIS K 6833-1,2※2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) ※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。 ※2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。 注2) 塗膜系床版防水層(アスファルト加熱型)のプライマーは上表の品質による。</p>	項目	種類			試験方法	流し貼り型	加熱溶着型	常温粘着型	溶剤乾燥時間(23℃)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1※1	不揮発分(%)	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833-1,2※2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1	7	2-	3-	9	6.	6. 接着剤の塗布 (削除)	
項目	種類			試験方法																																					
	流し貼り型	加熱溶着型	常温粘着型																																						
溶剤乾燥時間(23℃)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1※1																																					
不揮発分(%)	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833-1,2※2																																					
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1																																					
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1																																					
7	2-	3-	9	9.	(4)	請負者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備及び保管し監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに 工事完了 時に提出しなければならない。	7	2-	3-	9	9.	(4)	請負者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備及び保管し監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに 工事完成 時に提出しなければならない。	表現修正																											
7	2-	3-	10	4.		4. 初期養生 初期養生において、 コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に 散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	7	2-	3-	10	4.		4. 初期養生 初期養生において、 十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一に 散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。																												
7	3-	1-	6.	(3)		請負者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに 工事完了 時まで に 監督員へ提出しなければならない。	7	3-	1-	6.	(3)		請負者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに 工事完成 時まで に 監督員へ提出しなければならない。	表現修正																											
7	4-	3-	2	2.		請負者は、鋼材の品質が記されたミルシートについて、 工事完了 時に提出するものとする。	7	4-	3-	2	2.		請負者は、鋼材の品質が記されたミルシートについて、 工事完成 時に提出するものとする。	表現修正																											
7	4-	4-	11	8.	(1)	締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は、速やかに提示するとともに、 工事完了 時に、提出するものとする。	7	4-	4-	11	8.	(1)	締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は、速やかに提示するとともに、 工事完成 時に、提出するものとする。	表現修正																											
7	4-	5-	3	18.	(1)	請負者は、現場塗装(各層毎)終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに 工事完了 時に監督員に提出しなければならない。	7	4-	5-	3	18.	(1)	請負者は、現場塗装(各層毎)終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに 工事完成 時に監督員に提出しなければならない。	表現修正																											
7	4-	6-	2	1.	(14)	請負者は、 工事完了 時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-35後片付け)を行なわなければならない。	7	4-	6-	2	1.	(14)	請負者は、 工事完成 時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-35後片付け)を行なわなければならない。	表現修正																											
7	4-	6-	2	1.	(15)	請負者は、床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、 工事完了 時に提出しなければならない。	7	4-	6-	2	1.	(15)	請負者は、床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、 工事完成 時に提出しなければならない。	表現修正																											
7	4-	7-	2	1.		また、資料について監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに 工事完了 時まで に 監督員へ提出しなければならない。	7	4-	7-	2	1.		また、資料について監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに 工事完成 時まで に 監督員へ提出しなければならない。	表現修正																											

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
7	5-	1-		5.	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに 工事完了 時までに監督員へ提出しなければならない。	7	5-	1-		5.	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに 工事完成 時までに監督員へ提出しなければならない。	表現修正
7	5-	1-		6.	(3)	請負者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに 工事完了 時までに監督員へ提出しなければならない。	7	5-	1-		6.	(3)	請負者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに 工事完成 時までに監督員へ提出しなければならない。	表現修正
7	5-	4-	3	3.	(8)	プレストレスの施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)17.11PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成29年11月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、 工事完了 時に納品する。	7	5-	4-	3	3.	(8)	プレストレスの施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)17.11PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成29年11月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、 工事完成 時に納品する。	表現修正
7	6-	1-		7.		請負者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、 工事完了 時までに監督員へ提出しなければならない。	7	6-	1-		7.		請負者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、 工事完成 時までに監督員へ提出しなければならない。	表現修正
7	6-	5-	1	2.		請負者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、 工事完了 時までに監督員へ提出しなければならない。	7	6-	5-	1	2.		請負者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、 工事完成 時までに監督員へ提出しなければならない。	表現修正
7	7-	4-	6	5.		プレストレスの施工については、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、 工事完了 時までに監督員へ提出しなければならない。	7	7-	4-	6	5.		プレストレスの施工については、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、 工事完成 時までに監督員へ提出しなければならない。	表現修正
7	14-	3-	1	6.		6. 報告書 請負者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督員に提出しなければならない。 また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除雪月報を監督員に提出しなければならない。	7	14-	3-	1	6.		6. 報告書 請負者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するとともに、設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督員に提出しなければならない。 また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除雪月報を監督員に提出しなければならない。	
7	15-	22-	2	4.		根巻きコンクリートおよび中詰コンクリートに使用するシーリング材は、原則としてシリコン系の2成分形シーリング材を使用し、次表の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、 工事完了 時までに監督員に提出しなければならない。	7	15-	22-	2	4.		根巻きコンクリートおよび中詰コンクリートに使用するシーリング材は、原則としてシリコン系の2成分形シーリング材を使用し、次表の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、 工事完成 時までに監督員に提出しなければならない。	表現修正
7	15-	22-	4	22.		なお、注入後の確認書(チェックリスト)を 工事完了 時までに監督員に提出しなければならない。	7	15-	22-	4	22.		なお、注入後の確認書(チェックリスト)を 工事完成 時までに監督員に提出しなければならない。	表現修正
7	15-	22-	4	28.		請負者は、現場溶接部の試験及び検査を、表15-2により実施し、その結果を 工事完了 時までに監督員に提出しなければならない。	7	15-	22-	4	28.		請負者は、現場溶接部の試験及び検査を、表15-2により実施し、その結果を 工事完成 時までに監督員に提出しなければならない。	表現修正

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
9	1-	3-	2	1.	(1)	鉄筋コンクリート管 JSWASA-1(下水道用鉄筋コンクリート管) JSWASA-5(下水道用鉄筋コンクリート卵形管) JSWASA-9(下水道用台付鉄筋コンクリート管)	9	1-	3-	2	1.	(1)	(1)鉄筋コンクリート管 JSWASA-1(下水道用鉄筋コンクリート管) JSWASA-9(下水道用台付鉄筋コンクリート管)	
9	1-	3-	2	1.	(3)	硬質塩化ビニル管 JSWASK-1(下水道用硬質塩化ビニル管) JSWASK-3(下水道用硬質塩化ビニル卵形管) JSWASK-13(下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)	9	1-	3-	2	1.	(3)	(3)硬質塩化ビニル管 JSWASK-1(下水道用硬質塩化ビニル管) JSWASK-13(下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)	
9	1-	3-	3	4.	(2)	請負者は、発生土処分にあたり、発注者の指定した場所に運搬、処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土については、極力、再利用または再生利用を図るものとする。	9	1-	3-	3	4.	(2)	請負者は、発生土については、極力、再利用又は再生利用を図るものとし、発生土処分にあたり、発注者の指定した場所に運搬、処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。	
9	1-	3-	4	1.	(3)	請負者は、接着剤、樹脂系接合剤、滑剤、ゴム輪等は、材質の変質を防止する措置(冷暗な場所に保管する等)をとらなければならない。	9	1-	3-	4	1.	(3)	請負者は、接着剤、樹脂系接合剤、滑剤、ゴム輪等は、材質の変質を防止する措置(冷暗な場所に保管する等)をとらなければならない。なお、接着材の取り扱いにあたっては、消防法等関連法令を遵守しなければならない。	
9	1-	3-	4	3.		請負者は、鉄筋コンクリート管の布設にあたり、下記の規定によらなければならない。	9	1-	3-	4	3.		請負者は、鉄筋コンクリート管の布設にあたり、以下の規定によらなければならない。	「下記」→「以下」は以降すべて修正
9	1-	3-	4	4.	(4)	滑剤には、ゴム輪接合専用滑剤を使用し、グリス、油等を用いてはならない。	9	1-	3-	4	4.	(4)	滑剤には、ゴム輪接合専用滑剤を使用し、グリス、油等はゴム輪を劣化させるので使用してはならない。	
9	1-	3-	4	10.		10. 埋設標識テープ 請負者は、終末処理場及びポンプ場の用地外における管布設等の施工に際して、布設管の外面に「道路占有物件の表示について」(昭和59年3月8日付建部通第5号地建局長通達)等各道路管理者の埋設標識テープを布設しなければならない。埋設標識テープは埋戻し及び締固めを行った後、マンホールからマンホールまで切れ目なく布設しなければならない。	9	1-	3-	4	10.		10. 埋設標識シート 請負者は、終末処理場及びポンプ場の用地外における管布設等の施工に際して、布設管の外面に「道路占有物件の表示について」(昭和59年3月8日付建部通第5号地建局長通達)等各道路管理者の埋設標識シートを布設しなければならない。埋設標識シートは埋戻し及び締固めを行った後、マンホールからマンホールまで切れ目なく布設しなければならない。	
9	1-	3-	6	1.		請負者は、既製く形きよの施工について、第7編1-7-7プレキャストカルパート工の規定による。	9	1-	3-	6	1.		既製く形きよの施工については、第7編1-7-7プレキャストカルパート工の規定による。	
9	1-	3-	7	1.		(新規)	9	1-	3-	7	1.	(2)	請負者は、掘削に伴ってボイリング、ヒービング、盤ぶくれが発生しないよう、掘削底面の安定について検討しなければならない。	
9	1-	3-	7	1.	(2)	請負者は、土留工の施工にあたり、交通の状況、埋設物及び架空線の位置、周辺の環境及び施工期間等を考慮するとともに、第三者に騒音、振動、交通障害等の危険や迷惑を及ぼさないよう、工法及び作業時間を定めなければならない。	9	1-	3-	7	1.	(3)	請負者は、土留工の施工にあたり、交通の状況、埋設物及び架空線の位置、周辺の環境及び施工期間等を考慮するとともに、第三者に騒音、振動、交通障害等の危険や迷惑を及ぼさないよう、工法及び作業時間を定めなければならない。	項の変更
9	1-	3-	7	1.	(3)	請負者は、土留工に先行し、溝掘り及び探針を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。	9	1-	3-	7	1.	(4)	請負者は、土留工に先行し、溝掘り及び探針を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。	項の変更

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
9	1-	3-	7	1.	(4)	請負者は、土留工に使用する材料について、割れ、腐食、断面欠損、曲り等構造耐力上欠陥のないものを使用しなければならない。	9	1-	3-	7	1.	(5)	請負者は、土留工に使用する材料について、割れ、腐食、断面欠損、曲り等構造耐力上欠陥のないものを使用しなければならない。	項の変更
9	1-	3-	7	1.	(5)	請負者は、工事の進捗に伴う腹起し・切梁の取付け、取外し時期については、施工計画において十分検討し施工しなければならない。	9	1-	3-	7	1.	(6)	請負者は、工事の進捗に伴う腹起し・切梁の取付け、取外し時期については、施工計画において十分検討し施工しなければならない。	項の変更
9	1-	3-	7	1.	(6)	請負者は、工事を安全に行えるように作業中は常に点検し、異常のある時は、速やかに対策を講じなければならない。	9	1-	3-	7	1.	(7)	請負者は、工事を安全に行えるように作業中は常に点検し、異常のある時は、速やかに対策を講じなければならない。	項の変更
9	1-	3-	9			請負者は、管路路面覆工の施工にあたり、第3編3-12-4路面覆工の規定による。	9	1-	3-	9			管路路面覆工の施工については、第3編3-12-4路面覆工の規定による。	
9	1-	3-	10			請負者は、開削水替工の施工にあたり、第3編3-12-7水替工の規定による。	9	1-	3-	10			開削水替工の施工については、第3編3-12-7水替工の規定による。	
9	1-	3-	11			請負者は、地下水水位低下工の施工にあたり、第3編3-12-8地下水水位低下工の規定による。	9	1-	3-	11			地下水水位低下工の施工については、第3編3-12-8地下水水位低下工の規定による。	
9	1-	3-	12			請負者は、高圧噴射攪拌、機械攪拌、薬液注入工の施工にあたり、第3編3-9-9固結工の規定による。	9	1-	3-	12			高圧噴射攪拌、機械攪拌、薬液注入工の施工については、第3編3-9-9固結工の規定による。	
9	1-	4-	3	13.	(1)	請負者は、泥土圧推進に際し、カッターの回転により掘削を行い、掘進速度に見合った排土を行うことで切羽土圧を調整し、切羽の安定を保持しなければならない。	9	1-	4-	3	13.	(1)	請負者は、泥土圧推進に際し、カッターの回転により掘削を行い、掘進速度に見合った排土を行うことで切羽土圧を調整し、切羽の安定を保持しなければならない。	
9	1-	4-	3	15.		請負者は、内管に塩化ビニル管等を挿入する場合は、計画線に合うようにスペーサ等を取り付け固定しなければならない。	9	1-	4-	3	15.		請負者は、内管に塩化ビニル管等を挿入する場合は、計画線に合うようにスペーサ等を取り付け固定しなければならない。	
9	1-	5-	3	16.	(2)	裏込注入工は、推進完了後、速やかに施工しなければならない。なお、注入材が十分管の背面にゆきわたる範囲で、できる限り低圧注入とし、管体へ偏圧を生じさせてはならない。	9	1-	5-	3	16.	(2)	裏込注入工は、推進完了後、速やかに施工しなければならない。なお、注入材が十分管の背面にゆきわたる範囲で、可能な限り低圧注入とし、管体へ偏圧を生じさせてはならない。	
9	1-	6-	3	7.	(1)	請負者は、シールド掘進によりセグメントと地山の間にできた間隙には速やかにベントナイト、セメント等の注入材を圧入するものとし、その配合は監督員の承諾を得なければならない。	9	1-	6-	3	7.	(1)	請負者は、シールド掘進によりセグメントと地山の間にできた間隙には速やかに二液可塑性を標準とする注入材を圧入するものとし、その配合は監督員の承諾を得なければならない。	
9	1-	6-	4	2.		請負者は、型枠は、堅固で容易に移動でき、作業の安全性を保持し、確実かつ能率的な構造にしなければならない。	9	1-	6-	4	2.		請負者は、型枠について、堅固で容易に移動でき、作業の安全性を保持し、確実かつ能率的な構造にしなければならない。	
9	1-	6-	8	4.	(2)	請負者は、作業床を設けるにあたり、沈下やガタツキが生じないように設置しなければならない。	9	1-	6-	8	4.	(2)	請負者は、作業床を設けるにあたり、沈下やがたつきが生じないように設置しなければならない。	
9	1-	7-	1			本節は、管きょ更生工として管きょ内面被覆工、換気工、管きょ更生水替工、その他これらに類する工種について定める。 なお、適用範囲は、管きょ更生工のうち管きょ内での人力作業を伴わない小口径管とする。本節に特に定めのない事項については、日本下水道協会管渠更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)によるものとする。	9	1-	7-	1			本節は、管きょ更生工として管きょ内面被覆工、換気工、管きょ更生水替工、その他これらに類する工種について定める。 なお、適用範囲は、管きょ更生工のうち管きょ内での人力作業を伴わない小口径管とする。本節に特に定めのない事項については、日本下水道協会管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドラインによるものとする。	

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
9	1-	8-	4	1.	(6)	請負者は、管の取付けについては、第9編1-8-3現場打ちマンホール工1.(3)の規定によるものとする。	9	1-	8-	4	1.	(6)	管の取付けについては、第9編1-8-3現場打ちマンホール工1.(3)の規定によるものとする。	
9	1-	10-	5	2.	(2)	請負者は、取付管(推進)の施工については、第9編1-4-3小口径推進工の規定による。	9	1-	10-	5	2.	(2)	取付管(推進)の施工については、第9編1-4-3小口径推進工の規定による。	
9	1-	12-	5	1.	(1)	路床面を損なわないように各層の路盤材料を所定の厚さに均一に締固めなければならない。	9	1-	12-	5	1.	(1)	請負者は、路床面を損なわないように各層の路盤材料を所定の厚さに均一に締固めなければならない。	
9	1-	12-	5	1.	(2)	各層の仕上り面が平坦となるよう施工しなければならない。	9	1-	12-	5	1.	(2)	請負者は、各層の仕上り面が平坦となるよう施工しなければならない。	
9	1-	12-	5	1.	(3)	均一な支持力が得られるよう路盤を締固めなければならない。	9	1-	12-	5	1.	(3)	請負者は、均一な支持力が得られるよう路盤を締固めなければならない。	
9	1-	12-	5	2.	(1)	基層及び表層の施工にあたり、舗設作業に先立ち、基層または路盤の表面を損傷しないよう注意し、また入念に清掃しなければならない。	9	1-	12-	5	2.	(1)	請負者は、基層及び表層の施工にあたり、舗設作業に先立ち、基層または路盤の表面を損傷しないよう注意し、また入念に清掃しなければならない。	
9	1-	13-	7			請負者は、地中連続壁工(壁式)の施工にあたり、第3編3-12-9地中連続壁工(壁式)の規定による。	9	1-	13-	7			地中連続壁工(壁式)の施工については、第3編3-12-9地中連続壁工(壁式)の規定による。	
9	1-	13-	8			請負者は、地中連続壁工(柱列式)の施工にあたり、第3編3-12-10地中連続壁工(柱列式)の規定による。	9	1-	13-	8			地中連続壁工(柱列式)の施工については、第3編3-12-10地中連続壁工(柱列式)の規定による。	
9	1-	13-	9			請負者は、路面覆工の施工にあたり、第3編3-12-4路面覆工の規定による。	9	1-	13-	9			路面覆工の施工については、第3編3-12-4路面覆工の規定による。	
9	1-	13-	12			請負者は、立坑水替工の施工については、第3編3-12-7水替工の規定による。	9	1-	13-	12			立坑水替工の施工については、第3編3-12-7水替工の規定による。	
9	1-	13-	13			請負者は、地下水位低下工の施工については、第3編3-12-8地下水位低下工の規定による。	9	1-	13-	13			地下水位低下工の施工については、第3編3-12-8地下水位低下工の規定による。	
9	1-	13-	14			請負者は、補助地盤改良工の施工については、第3編3-9-9固結工の規定による。	9	1-	13-	14			補助地盤改良工の施工については、第3編3-9-9固結工の規定による。	
9	2-	2-				本章において、適用している基準は下記のとおりである。 また、巻末に参考基準も合わせて「適用基準一覧表」として掲載してある。 国土交通省建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月) 国土交通省公共建築工事標準仕様書(令和4年5月) 環境省水質汚濁に係る環境基準について(環境省告示第6号)(令和5年3月) 日本道路協会道路土工-擁壁工指針(平成24年7月) 全日本建設技術協会土木構造物標準設計第2巻(平成12年9月) 建設省再生資源の利用促進について(平成3年10月)	9	2-	2-				本章において、適用している基準は以下のとおりである。 また、巻末に参考基準も合わせて「適用基準一覧表」として掲載してある。 国土交通省建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月) 国土交通省公共建築工事標準仕様書(令和5年3月) 環境省水質汚濁に係る環境基準について(環境省告示第6号)(令和5年3月) 日本道路協会道路土工-擁壁工指針(平成24年7月) 全日本建設技術協会土木構造物標準設計第2巻(平成12年9月) 建設省再生資源の利用促進について(平成3年10月) 国土交通省 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(平成18年6月)	

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
9	2-	6-	2			(新規)	9	2-	6-	2	4.		4. 掘削底面の安定 請負者は、掘削に伴ってボイリング、ヒーピング、盤ぶくれが発生しないよう、掘削底面の安定について検討しなければならない。	
9	2-	6-	2	4.		請負者は、掘削箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。	9	2-	6-	2	5.		請負者は、掘削箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。	項の変更
9	2-	6-	2	5.		請負者は、既設構造物の周囲あるいは近接箇所において、施工上やむを得ず、設計図書に定める断面を超えて掘削する必要がある場合には、事前に監督員と協議しなければならない。	9	2-	6-	2	6.		請負者は、既設構造物の周囲あるいは近接箇所において、施工上やむを得ず、設計図書に定める断面を超えて掘削する必要がある場合には、事前に監督員と協議しなければならない。	項の変更
9	2-	6-	2	6.		請負者は工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、設計図書に基づき事前調査を行い、第三者への被害を未然に防止しなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。	9	2-	6-	2	7.		請負者は工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、設計図書に基づき事前調査を行い、第三者への被害を未然に防止しなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。	項の変更
9	2-	8-	5	1.		請負者は、泥水処理を行うにあたり、「水質汚濁に係わる環境基準について」(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	9	2-	8-	5	1.		請負者は、泥水処理を行うにあたり、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	
9	2-	8-	22	1.	(7)	堅礎	9	2-	8-	22	1.	(7)	堅礎	誤字修正
9	2-	10-	15	15.		請負者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工しなければならない。	9	2-	10-	15	15.		請負者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工しなければならない。	
9	2-	13-	1	2.		請負者は、新植樹木または新植地被植物(地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類の永年性植物)が工事完成引渡し後に、1年以内に植栽したときの状態で枯死または形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木または地被植物と同等またはそれ以上の規格のものに植替えなければならない。枯死または形姿不平の判定にあたっては、監督員と請負者が立会うものとし、植替えの時期については、監督員と協議するものとする。なお、枯死または形姿不良とは、枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合、または通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含むものとする。なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落雷・火災・騒乱・暴動により、流失、折損・倒木した場合はこの限りではない。	9	2-	13-	1	2.		請負者は、新植樹木または新植地被植物(地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類の永年性植物)が工事完成引渡し後に、1年以内に植栽したときの状態で枯死または形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木または地被植物と同等またはそれ以上の規格のものに植替えなければならない。枯死または形姿不良の判定にあたっては、監督員と請負者が立会うものとし、植替えの時期については、監督員と協議するものとする。なお、枯死または形姿不良とは、枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合、または通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含むものとする。なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落雷・火災・騒乱・暴動により、流失、折損・倒木した場合はこの限りではない。	
9	2-	15-	3	3.		請負者は、門扉工の施工については、第9編2-8-9躯体工4. 均しコンクリート及びコンクリートの規定による。	9	2-	15-	3	3.		門扉工の施工については、第9編2-8-9躯体工4. 均しコンクリート及びコンクリートの規定による。	
9	2-	16-	1	2.		請負者は、建設副産物について、下記の規定による。	9	2-	16-	1	2.		建設副産物について、以下の規定による。	

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和6年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
11	1-	1-		1.		1. 適用規定(1) 愛知県建設部の発注する電気通信設備工事は、「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室 編集 令和5年3月)を準拠するものとする。	11	1-	1-		1.		1. 適用規定(1) 愛知県建設部の発注する電気通信設備工事は、「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室 編集 令和6年3月)を準拠するものとする。	更新
11	2-	1-		1.		1. 適用規定(1) 愛知県建設部の発注する水門設備、用排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気・非常用施設、散水融雪設備、道路排水設備、その他これらに類する機械工事は、「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局建設施工企画課 編集 令和5年3月)、「機械工事施工管理基準(案)」(令和3年3月)、「機械工事完成図書作成要領(案)」(平成19年3月)を準拠するものとする。	11	2-	1-		1.		1. 適用規定(1) 愛知県建設部の発注する水門設備、用排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気・非常用施設、散水融雪設備、道路排水設備、その他これらに類する機械工事は、「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 編集 令和6年3月)、「機械工事施工管理基準(案)」(令和3年3月)、「機械工事完成図書作成要領(案)」(平成19年3月)を準拠するものとする。	更新

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	旧条文(令和6年)	編	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
12 2	水質汚濁に係わる環境基準について(環境省告示第6号) 環境省 R5/3	12 2	水質汚濁に係る環境基準について(環境省告示第6号) 環境省 R5/3	
12 2	ずい道等建設工事等における換気技術指針(換気技術の設計及びび粉じん等の測定) 建設業労働災害防止協会 R3/4	12 2	ずい道等建設工事等における換気技術指針(換気技術の設計及びび粉じん等の測定) 建設業労働災害防止協会 R5/6	
12	(新規)	12 3	手すり先行工法等に関するガイドライン 厚生労働省 H21/4	
12 5	舗装再生便覧 日本道路協会 H22/12	12 5	舗装再生便覧 日本道路協会 R6/3	
12 5	河川砂防技術基準(案) 調査編 国土交通省 R5/5	12 5	河川砂防技術基準 調査編 国土交通省 R6/6	
12 5	河川砂防技術基準(案) 計画編 国土交通省 R4/6	12 5	河川砂防技術基準 計画編 国土交通省 R6/6	
12 5	河川砂防技術基準(案) 設計編 国土交通省 R4/6	12 5	河川砂防技術基準 設計編 国土交通省 R6/6	
12 5	機械工事共通仕様書(案) 国土交通省 R5/3	12 5	機械工事共通仕様書(案) 国土交通省 R6/3	
12 6	河川砂防技術基準(案) 維持管理編(砂防編) 国土交通省 H28.3	12 6	河川砂防技術基準(案) 維持管理編(砂防編) 国土交通省 R6/6	
12 8	道路標識ハンドブック 全国道路標識・標示業協会 R4/1	12 8	道路標識ハンドブック 全国道路標識・標示業協会 R6/10	
12 8	舗装標準示方書 土木学会 H27/10	12 8	舗装標準示方書[2023年制定] 土木学会 R5/3	
12 11	林業・木材製造業労働災害防止規程 林業・木材製造業労働災害防止協会 H29/10	12 11	林業・木材製造業労働災害防止規程 林業・木材製造業労働災害防止協会 R5/12	
12 11	電気通信設備工事共通仕様書 国土交通省 R5/3	12 11	電気通信設備工事共通仕様書 国土交通省 R6/3	
12 11	都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版) 国土交通省 H26/6	12 11	都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版) 国土交通省 R6/6	
12 12	防災公園計画・設計ガイドライン 都市緑化技術開発機構 H11/8	12 12	防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(改訂第2版) 国土技術政策総合研究所 H29/9	

工事標準仕様書(令和7年4月 一部改定) 新旧対照表

編	旧条文(令和6年)	編	新条文(令和7年4月 一部改定)	備考
12	12 遊具の安全に関する規準 日本公園施設業協会 H26/6	12	12 遊具の安全に関する規準 日本公園施設業協会 R6/4	
12	12 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり都市公園の移動等円滑化 整備ガイドラインの解説 日本公園緑地協会 H29/3	12	12 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり都市公園の移動等円滑化 整備ガイドラインの解説 日本公園緑地協会 R6/6	
12	12 下水道工事施工管理指針と解説 日本下水道協会 H1/9	12	12 下水道土木工事必携(案) 日本下水道協会 R3/9	
12	(新規)	12	12 管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン 日本下水道協会 H29/7	
12	13 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 日本下水道協会 H16/6	12	13 小規模下水道施設マネジメント指針と解説 日本下水道協会 R6/3	
12	(新規)	12	13 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル 日本下水道事業団 R5/3	
12	(新規)	12	13 土止め先行工法に関するガイドライン 厚生労働省 H15/12	
12	(新規)	12	13 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン 国土交通省 H18/6	